

建築生産設計協力会退会規定

- 第1条 会員は、別途定める退会届を会長に提出し任意に退会することができる。
- 第2条 退会に際して、退会者へは既納の入会金・会費及び臨時会費等はいかなる理由があっても本会より返還しない。
- 第3条 退会後は、本会で作成したコンテンツ、資料、データ類の持ち出し及びその使用を不可とする。
- 第4条 次の事由に該当する会員は、役員会の議決により退会させることができる。
1. 会費の納入が理由なく遅滞した会員
 2. この会の事業促進または品位保持に支障を生じ、またはその恐れがあると判断された会員
 3. 代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号の一に該当する会員
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他 の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの 関与をしていると認められるとき
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、 暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
 4. 前項の規定により、退会した場合には、退会会員に損害が生じても当会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当会に損害が生じたときは、退会会員はその損害を賠償するものとする。賠償額は協議して定める

附則

- 1 令和6年9月11日規定施行